

令和2（2020）年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 憲法

持込み等： 判例のない法令集（1冊）

下記の2題に解答しなさい。

問1

戦争の悲惨さを訴える作品で高く評価されていた写真家のXは、内戦の激化が懸念されていた某国に渡航して現地の状況を取材・発表する計画を立てていた。当時、外務省は、Xの渡航先地域について「退避勧告」の危険情報を出していた。Xの渡航の時期や経路などが新聞で報じられているのを見た外務省は、Xに渡航中止を要請したが、Xは渡航の意思を変えなかった。そこで、Xの生命・身体を保護するために当該地域への渡航を中止させる必要があると判断した外務大臣は、旅券法19条1項4号の規定に基づき一般旅券の返納命令を発した。

この事案に含まれる憲法上の問題について論じなさい。

(50点)

【参考】旅券法（昭和26年法律第267号）（抄）

（一般旅券の発給等の制限）

第13条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

- 一 渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者
- 二 死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 第二十三条の規定により刑に処せられた者
- 五 旅券若しくは渡航書を偽造し、又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書を使用し、若しくはその未遂罪を犯し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百五十五条第一項又は第五十八条の規定により刑に処せられた者
- 六 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十六号）第一条に規定する帰国者で、同法第二条第一項の措置の対象となつたもの又は同法第三条第一項若しくは第四条の規定による貸付けを受けたもののうち、外国に渡航したときに公共の負担となるおそれがあるもの
- 七 前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 外務大臣は、前項第七号の認定をしようとするときは、あらかじめ法務大臣と協議しなければならない。

(返納)

第19条 外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

- 一 一般旅券の名義人が第十三条第一項各号のいずれかに該当する者であることが、当該一般旅券の交付の後に判明した場合
 - 二 一般旅券の名義人が、当該一般旅券の交付の後に、第十三条第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合
 - 三 錯誤に基づき、又は過失により旅券の発給、渡航先の追加又は査証欄の増補をした場合
 - 四 旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合
 - 五 一般旅券の名義人の渡航先における滞在が当該渡航先における日本国民の一般的な信用又は利益を著しく害しているためその渡航を中止させて帰国させる必要があると認められる場合
- 2 第十三条第二項の規定は、一般旅券の名義人が前項第一号又は第二号の場合において、第十三条第一項第七号に該当するかどうかを認定しようとするときについて準用する。
- 3 第一項の規定に基づき同項第一号又は第二号の場合において行う一般旅券の返納の命令（第十三条第一項第一号又は第六号に該当する者に対して行うものを除く。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。
- 4 外務大臣又は領事官は、第一項の規定に基づき一般旅券の返納を命ずることを決定したときは、速やかに、理由を付した書面をもつて当該一般旅券の名義人にその旨を通知しなければならない。

(略)

問2

欧米に在住した経験はあるが憲法についての専門的知識はないAとBの2人が、下記のような会話をしている。そこに含まれる憲法上の問題について論じなさい。

(50点)

A「アメリカでは、大統領は国民が投票で直接選ぶと、憲法に明確に書いてあるんだよ。日本も、そのように憲法を改正すべきだね」

B「いや、憲法を改正しなくても、国民が総理大臣を選ぶようにすることは可能だと思うよ」

令和2（2020）年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 行政法

持込み等： 判例のない法令集（1冊）

問 水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）は、特定施設の設置の届出について以下のような規定を定めている。これらの規定を読んだ上で、以下の設問に答えなさい。

第1条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（略）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

第5条第1項 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項...を都道府県知事に届け出なければならない。（以下略）

第8条第1項 都道府県知事は、第5条第1項...の規定による届出...があつた場合において、排出水の汚染状態が...排水基準...に適合しないと認めるとき...は、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更...を命ずることができる。（以下略）

第9条第1項 第5条の規定による届出をした者...は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設...を設置し、又はその届出に係る特定施設...の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

第12条第1項 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。（以下略）

第13条第1項 都道府県知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。（以下略）

第1問 水濁法上の届出の仕組みを、行政手続法上の届出と比較しながら、説明しなさい。(40点)

第2問 Xは、水濁法5条1項に基づいて特定施設の設置の届出をした。これに対し、当該施設予定地の周辺住民は、当該施設から人の健康に被害を及ぼすおそれのある物質を含む排水が排出されるおそれ大きいとして、行政訴訟を提起したいと考えている。どのような訴訟を提起すべきか、また、この場合の法的論点を整理しなさい。(60点)

令和2（2020）年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 国際法

持込み等： 有斐閣刊行の国際法集

以下のすべての問いに答えなさい。

第1問 「国際法は強制力に欠けるから法ではない」という主張について、論評しなさい。
(50点)

第2問 次のうちから2つを選び、適宜関連する条約、判例、事例などに言及しながら具体的に説明しなさい。(25点×2)

- (1) 国家管轄権の行使における普遍主義
- (2) 私人の行為に対する国家の国際責任
- (3) 海洋境界画定の法理

令和2（2020）年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 法哲学

持込み等： 不可

次の問いのうちいずれか一つを選択して論ぜよ。（配点：100点）

1. 法的思考の構造と特質
2. 自然権論の意義と限界

令和2（2020）年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 法社会学

持込み等： 一切不可

第1問

現代の日本の家族法制度は、社会の生ける法や各種のテクノロジーとどのように食い違っているか、その食い違いが存在するのはなぜか、それはどのように埋めるべきか（あるいはそもそも埋めるべきではないか）、具体的な問題に即して論じなさい。（50点）

第2問

法の自律性と社会に対する応答性の関係について論じなさい。（50点）